（型式部材等製造者認証申請書の記載事項）

第十条の五の六　（略）

２　前項第五号の事項には、法第六十八条の十三第二号（法第六十八条の二十二第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第十条の五の九において同じ。）の技術的基準に適合していることを証するものとして、次に掲げる事項（第十条の五の四第四号に掲げる型式部材等に係る申請書にあっては、第二号ヲに掲げるものを除く。）を記載するものとする。

一～四　（略）

３　（略）

（品質保持に必要な生産条件）

第十条の五の九　法第六十八条の十三第二号の国土交通省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　次に掲げる方法（第十条の五の四第四号に掲げる型式部材等にあっては、イ(1)(viii)に係るものに限る。）、ト及びチ（監査に関する記録に係るものに限る。）に掲げるものを除く。）により品質管理が行われていること。

イ～チ　（略）

六　（略）

２　（略）

（全体計画認定の申請等）

第十条の二十三　（略）

２　（略）

３　前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の全体計画に係る申請書にあっては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一　法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物　認定型式の認定書の写し（その認定型式が令第百三十六条の二の十一第一号イ又はロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては、当該認定型式の認定書の写し及び第一条の三第五項第一号に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類）を添えたものにあっては、同項の表一の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二～三　（略）

４～９　（略）

別記

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A４）

（略）

（第四面）

【1．番号】～【10．建築設備の種類】　（略）

【11．確認の特例】

【イ．建築基準法第６条の３第１項ただし書又は同法第18条第５項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】～【ホ．認定型式認定番号】　（略）

【ヘ．適合する一連の規定の区分】

□建築基準法施行令第136条の２の11第１号イ

（型式部材等製造者認証申請書の記載事項）

第十条の五の六　（略）

２　前項第五号の事項には、法第六十八条の十三第二号（法第六十八条の二十二第二項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第十条の五の九において同じ。）の技術的基準に適合していることを証するものとして、次に掲げる事項（第十条の五の四第三号に掲げる型式部材等に係る申請書にあっては、第二号ヲに掲げるものを除く。）を記載するものとする。

一～四　（略）

３　（略）

（品質保持に必要な生産条件）

第十条の五の九　法第六十八条の十三第二号の国土交通省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　次に掲げる方法（第十条の五の四第三号に掲げる型式部材等にあっては、イ(1)(viii)に係るものに限る。）、ト及びチ（監査に関する記録に係るものに限る。）に掲げるものを除く。）により品質管理が行われていること。

イ～チ　（略）

六　（略）

２　（略）

（全体計画認定の申請等）

第十条の二十三　（略）

２　（略）

３　第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物の全体計画に係る申請書にあっては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一　法第六条の四第一項第二号に掲げる建築物　認定型式の認定書の写し（その認定型式が令第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては、当該認定型式の認定書の写し及び第一条の三第五項第一号に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類）を添えたものにあっては、同項の表一の(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表の(ろ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二～三　（略）

４～９　（略）

別記

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A４）

（略）

（第四面）

【1．番号】～【10．建築設備の種類】　（略）

【11．確認の特例】

【イ．建築基準法第６条の３第１項ただし書又は同法第18条第５項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】～【ホ．認定型式認定番号】　（略）

【ヘ．適合する一連の規定の区分】

□建築基準法施行令第136条の２の11第１号イ